

京都市告示第358号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請がありましたので、第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示します。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧します。

令和7年9月1日

京都市長 松井 孝治

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：月桂冠株式会社

住 所：京都市伏見区南浜町247番地

代表者氏名：代表取締役社長 大倉 治彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称：月桂冠株式会社 大手蔵

所 在 地：京都市伏見区下鳥羽小柳町101番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる次の施設

10号(ニ) 飲料製造業の用に供するろ過施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

エ 使用の季節的変動

別表1のとおり

オ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

当該特定施設からの汚水は、全て公共下水道に放流するため省略する。

(4) 排出水の汚染状態及び量

別表 2 のとおり

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 期間

令和 7 年 9 月 1 日から同年 9 月 22 日まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 本庁舎 1 階

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課内

3 事前評価に関する書面を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから、事前評価に関する書面を閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000344617.html>

別表 1

施設番号	特定施設 号番号	能力	使用時間間隔	1 日当たり の使用時間	使用的 季節的変動
11-3	10 (=)	6KL/時	8 時～17 時	8 時間	季節変動なし

別表 2

項目 区分	排出水の汚染状態								排出水 の量 (m ³ /日)
	pH (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物質 含有量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)	
通常	5.8～ 8.6	1	2	10	0.5 未 満	0.03 未満	5 未満	8 未満	385
最大	5.8～ 8.6	1	2	10	0.5 未 満	0.03 未満	5 未満	8 未満	420

※ 排出水は、特定排出水以外の排出水（雨水及び間接冷却水）のみである。

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)